

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第17号

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区女性福祉資金貸付条例（昭和50年墨田区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の表就学支度資金の項中「、高等専門学校」を削り、「若しくは短期大学」の次に「、国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人が設置する高等専門学校」を、「、短期大学」の次に「、高等専門学校」を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の表の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。